

2026年10月23日

声のパブリシティ権

第1 はじめに

津田健次郎事件判決は、人の声についても、顧客吸引力を有し、かつ、その顧客吸引力の利用を専ら目的として無断使用された場合には、パブリシティ権侵害となり得るとの一般論を示した点で注目されている。

もっとも、本件各記事のデータは、被告サーバから削除されたと認定されたため、記事削除請求は否定され、請求棄却となっている。

そこで、以下では、① 津田健次郎事件の事案、判旨の紹介、② 同事件が示したことと、示していないこと、及び、同判決の位置づけの検討、③ ピンク・レディー事件の紹介と、本判決との関係について、検討する。

第2 津田健次郎事件

【判決裁判所】 東京地裁 （令和7年（ワ）第70635号 投稿記事削除請求事件）

【判決年月日】 令和8年9月30日

【出典】 裁判所 HP

【当事者】 原告 津田健次郎 <https://tsudaken.jp/> ボイスサンプル
被告 T i k T o k P t e . L t d （投稿者ではない）

【請求の内容】 1 不競法3条に基づく記事の削除
2 パブリシティ権に基づく侵害排除請求権に基づく記事の削除
c f 損害賠償はない

【結論】 請求棄却

【事案の概要】

本件は、声優である原告が、被告に対し、被告が運営するインターネット上の動画投稿サイトに投稿された投稿記事（以下「本件各記事」と総称する。）中の動画のナレーションの声が、原告の声に類似しているなどとして、不正競争防止法3条又はパブリシティ権に基づく侵害排除請求権に基づき、本件各記事の削除を求める事案である。

【前提事実】

(1) 当事者

ア 原告は、声優、俳優及びナレーターとして、本名（津田健次郎）で活動し、多数の作品に出演している。原告は、声優として、テレビアニメ「呪術廻戦」及び劇場版アニメ「劇場版 呪術廻戦0」に「七海建人」役で出演した。

イ 被告は、インターネット上の動画投稿サイトであるT i k T o k （以下「本件サイト」という。）を運営するシンガポール法人である。

(2) 本件各記事

ア 本件サイトにおいて「八海」というアカウント（以下「本件アカウント」という。）を使用する氏名不詳者（以下「本件投稿者」という。）は、令和6年7月から令和7年9月までの間に、本件サイトに188件の記事を投稿した（本件各記事）。

本件各記事は、いずれも映像及び字幕と、都市伝説、心霊現象等の雑学のナレーション（以下、この音声を「本件音声」という。）を組み合わせた動画を内容とする。（甲4、甲16の1）

イ 本件アカウントは、令和7年11月時点で21万人以上のフォロワーを有し、本件各記事は、いずれも数千から数万の「いいね」を獲得している（甲4）。

ウ 本件アカウントのトップページ（甲4）には、外部サイトへのリンクが張られ、同外部サイト（乙2）には、本件音声は原告の声を無断で使用してAIに学習させたものではなく、声真似が上手い友人の声をAIに学習させたデータを使用したものである旨が記載されていた（以下「本件記載」という。）。

本件各記事のコメント欄には、「津田健次郎...?」、「ツダケンの声がする」、「津田健次郎の声に似てる」、「津田健次郎の声真似が上手い友達の声をもAI変換させたって言うけど嘘だよな」といった投稿が見られた。（甲15、乙1）

(3) 本件投稿者は、令和8年5月29日、本件アカウントを削除した。（乙3、4、8）

【当事者の主張 争点2 パブリシティ権に基づく削除請求の可否】

（原告の主張）

ア 前記(1)（原告の主張）アによれば、原告の声は顧客吸引力を有する。

イ 同イのとおり、本件投稿者は、本件各記事の再生により収益を得ているから、本件各記事に係る動画は商品である。

本件各記事に係る動画は、同イのとおり原告の声に類似する本件音声を使用したものであるから、原告の声を独立して鑑賞の対象となる商品として使用するものである。

また、本件各記事に係る動画は、いずれもありふれた雑学を利用したものであってそれ自体は商品価値が乏しいが、本件音声を使用することで商品価値を高めたものであるから、顧客吸引力を有する原告の声を商品の差別化を図る目的で使用したものである。

さらに、本件各記事に係る動画は、ありふれた内容について本件音声を使用することで多くの閲覧者を誘引したのであるから、顧客吸引力を有する原告の声を商品の広告として使用したものである。

以上によれば、本件各記事における本件音声の使用は、専ら原告の声の有する顧客吸引力の利用を目的とするものといえる。

ウ 以上によれば、本件投稿者は、原告の声を使用することにより、原告のパブリシティ権を侵害したものだといえる。

そして、①被告は、本件各記事についての表現の自由を主張し得る利害関係人に当たら

ないこと、②本件投稿者は自己の防御権を放棄していること、③被告は簡単な操作によって本件各記事を削除することができ、本件各記事の削除は被告に過度の負担を課すものではないことからすれば、本件各記事の削除に係る原告の法的利益は、被告が本件各記事を一般の閲覧者に供し続ける利益に優越するから、サイト運営者である被告は、原告のパブリシティ権に基づき本件各記事を削除する義務を負う。

（被告の主張）

ア 本件音声は、原告以外の第三者の声をA Iによって加工したものであるから、本件各記事における本件音声の使用は、原告の声を使用するものとはいえない。

イ 本件各記事に係る動画は、本件音声を独立して鑑賞の対象とするものではない。また、その内容に照らして、本件音声によって再生数が伸びるなどしたともいえないから、商品の差別化を図る目的で原告の声を使用したものとはいえない。以上によれば、本件音声を商品等の広告として使用したものともいえない。

ウ ①本件各記事には本件投稿者の表現の自由の保障が及ぶこと、②本件各記事が閲覧される範囲が広いとはいえないこと、③本件各記事は、原告の声優としての社会的地位や影響力に何ら影響はなく、原告にイメージダウン等の損害が生じたともいえないこと等からすれば、本件各記事を一般の閲覧に供し続ける利益は、本件各記事の削除に係る原告の法的利益に優越するから、被告は、本件各記事の削除義務を負わない。

【当事者の主張 争点3 本件各記事が既に削除されたか】

（被告の主張）

本件各記事のデータは、令和8年6月28日の経過をもって被告のサーバから削除された。

（原告の主張）

インターネット上のサービスで公表されているデータ保持期間と実際のデータ保持期間が異なることは頻繁にあるから、本件アカウントが削除されたとしても、本件各記事のデータが削除されたかは不明である。

【裁判所の判断】

（争点2について）

「パブリシティ権に基づく削除請求の可否（争点2）に関し、人の声は、人の肖像と同様に個人の人格の象徴であるということができるところ、例えば実演家の声等を無断で使用する行為は、その声が商品の販売等を促進する顧客吸引力を有するといえる場合であって、その声を使用する行為が専らその声の有する顧客吸引力の利用を目的とするものといえるときは、パブリシティ権の侵害に当たると解するのが相当であるといえる。」

(争点3について)

「本件投稿者が令和8年5月29日に本件アカウントを削除し、30日以内にアカウントの復旧申請をしなかったことから、本件各記事を含む本件アカウントのデータは、同年6月28日の経過をもって被告のサーバから削除されたことが認められる。

これに対し、原告は、インターネット上のサービスで公表されているデータ保持期間と実際のデータ保持期間が異なることは頻繁にあるから、本件アカウントが削除されたからといって、本件各記事のデータが削除されたかは分からないと主張し、ユーザーが削除したデータが長期にわたって残存していたとする報道等（甲30ないし40）を指摘する。

しかしながら、本件各記事のデータが同日の経過をもって被告のサーバから削除されたことは、被告の内部規則及び被告が公表している本件サイトの利用ポリシー（乙5、6、8、10）とも整合するものであり、原告が指摘する報道等はいずれも本件アカウントの削除手続に直接関連するものではないから、前記認定を左右するものではない。」

第3 本判決の位置づけ

判決が示したこと	判決が判断していないこと
人の声は個人の人格の象徴であり、一定の場合にパブリシティ権の保護対象となり得る。	本件音声が原告の声と法的に同一視できるか、顧客吸引力があったか、動画投稿が「専ら」顧客吸引力の利用目的だったか。
本件記事データは口頭弁論終結までにサーバから削除されたと認定。	不競法2条1項1号・2号該当性、サイト運営者の主体性・削除義務、表現の自由との衡量。

1 声もパブリシティ権の保護対象となり得る

(1) 判旨

「人の声は、人の肖像と同様に個人の人格の象徴であるということができるところ、例えば実演家の声等を無断で使用する行為は、その声が商品の販売等を促進する顧客吸引力を有するといえる場合であって、その声を使用する行為が専らその声の有する顧客吸引力の利用を目的とするものといえるときは、パブリシティ権の侵害に当たると解するのが相当である」

(2) 位置づけ

最高裁平成24年2月2日判決（ピンク・レディー事件）が肖像等について示した枠組みを、人の「声」に展開した点が本判決の最も重要な意義である。声そのものを明示的に扱った点で先例的意義がある。

一方、本件では削除済みという手続・請求上の事情により、この規範を具体的事実に適用した結論は示されていない。

2 既に削除された記事についての判断

(1) 判決の要旨

裁判所は、投稿者がアカウントを削除し、30日以内に復旧申請をしなかったこと、内部規則・公表ポリシーとの整合性等から、サーバ上のデータ削除を認定した。

原告が指摘した一般的なデータ残存に関する報道は、本件アカウントの削除手続に直接関係しないとして、認定を覆すものではないとした。

(2) 請求棄却

そのうえで、「仮に被告に削除義務が生じ得るとしても、前記(1)によれば、口頭弁論終結時までに、被告において削除の対象である本件各記事を削除したことが認められ、被告が更に本件各記事の削除義務を負うものではない」として請求を棄却した。

3 判断されなかった争点

裁判所は、「事案にかんがみ、本件において、その余の争点についてこれ以上の判断はしない」としており（第3・2(2)）、以下の点については、判断されていない。

- ・音声の類似性・原告本人の声と同視できるか（AIで第三者の声を加工した場合を含む）。
- ・原告の声が顧客吸引力を有するか、また個々の投稿でその顧客吸引力を「専ら」利用したか。
- ・不競法2条1項1号・2号の営業表示性、周知・著名性、混同のおそれ、投稿者の営業性。
- ・プラットフォーム運営者が不競法3条の「侵害する者」に当たるか、またはパブリシティ権に基づき削除義務を負うか。
- ・表現の自由・情報流通の利益と削除を求める人格的利益との衡量。

第4 ピンク・レディー事件の紹介と本判決との関係

1 ピンク・レディー事件最高裁判決

○最判平成24年2月2日民集66巻2号89頁〔ピンク・レディー事件〕
「人の氏名、肖像等（以下、併せて「肖像等」という。）は、個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、これをみだりに利用されない権利を有すると解される（氏名につき、最高裁昭和58年（オ）第1311号同63年2月16日第三小法廷判決・民集42巻2号27頁、肖像につき、最高裁昭和40年（あ）第1187号同44年12月24日大法廷判決・刑集23巻12号1625頁、最高裁平成15年（受）第281号同17年11月10日第一小法廷判決・民集59巻9号2428頁各参照）。そして、肖像等は、商品の販売等を促進する顧客吸引力を有する場合があります、このような顧客吸引力を排他的に利用する権利（以下「パブリシティ権」という。）は、肖像等それ自体の商業的価値に基づくものであるから、上記の人格権に由来する権利の一内容を構成するものといえることができる。他方、肖像等に顧客吸引力を有する者は、社会の耳目を集めるなどして、その肖像等を時事報道、論説、創作物等に使用されることもあるのであって、その使用を正当な表現行為等として受忍すべき場合もあるというべきである。そうすると、肖像等を無断で使用する行為は、①肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、②商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付し、③肖像等を商品等の広告として使用するなど、専ら肖像等の

有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合に、パブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上違法となると解するのが相当である。」

2 「肖像等」に声が含まれるか

ピンク・レディー事件最高裁判決は、パブリシティ権の保護の対象について、人の（「氏名」と「肖像」）を例示した上で、これらに（「等」）を加えて（「肖像等」）と定義しているが、判決文には、氏名及び肖像以外にいかなる対象が含まれるかは示されていない。

最高裁判例解説 平成24年度（上）P41 中島基次

本判決の3類型にいう「肖像等」とは、本人の人物識別情報をいうものであり、例えば、サイン、署名、声、ペンネーム、芸名等を含むものである。

「肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会」取りまとめ報告書 P9¹

同判決が「人の氏名、肖像等……は、個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、これをみだりに利用されない権利を有する」と判示していることを踏まえ、パブリシティ権が人格権に由来する権利とされるのは、人物識別情報である肖像等が「個人の人格の象徴」だからであり、「肖像等」に含まれるのは、「個人の人格の象徴」といえるものである必要があるとの見解が有力であり（、本検討会においても支持されたが、声がこれに含まれることには異論がないと考えられる。

本検討会においても、声は、人物識別情報であり、かつ、個人の人格の象徴であることから、声がパブリシティ権の保護対象に含まれることについて、異論がなかった。

3 本判決との関係

本判決（津田健次郎事件）は、「人の声」を肖像と同様に人格の象徴と位置づけ、声もパブリシティ権の保護対象に含まれるとしている（この点が新しい）。

そして、「例えば、実演家の声等を無断で使用する行為は、その声が商品の販売等を促進する顧客吸引力を有するといえる場合であって、その声を使用する行為が専らその声の有する顧客吸引力の利用を目的とするものといえるときは、パブリシティ権の侵害に当たると解するのが相当である」と判示し、ピンク・レディー事件における①肖像等が顧客吸引力を有すること、②肖像等を無断で使用する行為が「専ら肖像等の顧客吸引力の利用を目的とする場合」という二つの要件を、引き継いでいる。

¹ 「肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会 取りまとめ報告書」は、パブリシティ権及び肖像権をみだりに利用されない権利等について、詳細に解説されているとともに、生成 AI による無断利用の想定事例 7 種について検討がなされている。

<https://www.moj.go.jp/content/001468286.pdf>

また、上記「取りまとめ報告書」の骨子をスライドにまとめたものとして「概要資料」が公表されており、参考になる。

<https://www.moj.go.jp/content/001468506.pdf>

4 まとめ

本判決の意義は、声についても、人格の象徴であり顧客吸引力を有する場合にはパブリシティ権による保護の対象となり得ると明示した点にある。理論的にはピンク・レディー事件の「顧客吸引力」及び「専ら利用目的」の枠組みを声に適用したものと位置づけられる。

一方、請求棄却の直接の理由は対象データの削除であり、AI 音声の類似性、侵害要件、プラットフォームの削除義務に関する判断が示されたわけではない。今後の事案では、声の本人性・類似性、顧客吸引力の利用目的、プラットフォームの関与と削除の必要性が主要な争点となる。

以上